法人・個人別　対象・対象外 フローチャート

休業要請の考え方　①：新型インフルエンザ特措法第２４条第９項により施設の使用制限を要請
②：特措法によらない施設の使用制限の協力依頼（床面積1,000㎡以下の大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設）※施設の内訳は、募集要項別表参照
③：②のうち、営業を継続する場合にあたっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼（床面積１００㎡以下の大学・学習塾等、商業施設）※施設の内訳は、募集要項別表参照

						備　考
4月売上 前年比５０％以上減 又は 4～5月売上 前年比５０％以上減	中小企業	府内に本社がある	**休業を要請された（①②の場合）**		休業要請外支援金対象外 ×	食事提供施設には、営業時間を午前５時から午後８時までの間の営業を要請し、酒類の提供は午後７時までとすることを要請
			休業を要請された（③の場合） ・大学・学習塾等（１００㎡以下） ・商業施設（１００㎡以下）	R２.４.２１～R２.５.６休業した	休業要請外支援金対象外 ×	１００㎡以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼
				R２.４.２１～R２.５.６休業しなかった	**休業要請外支援金対象 ○**	
			休業を要請されなかった		**休業要請外支援金対象 ○**	
		府外に本社があり、府内に事業所がある	**休業を要請された（①②の場合）**	R２.４.２１～R２.５.６休業した	**休業要請外支援金対象 ○**	食事提供施設には、営業時間を午前５時から午後８時までの間の営業を要請し、酒類の提供は午後７時までとすることを要請
				R２.４.２１～R２.５.６休業しなかった	休業要請外支援金対象外 ×	
			休業を要請された（③の場合） ・大学・学習塾等（１００㎡以下） ・商業施設（１００㎡以下）		**休業要請外支援金対象 ○**	１００㎡以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼
			休業を要請されなかった		**休業要請外支援金対象 ○**	
		府外に本社があり、府内に事業所がない			休業要請外支援金対象外 ×	
	個人事業主	府内に事業所がある	**休業を要請された（①②の場合）**		休業要請外支援金対象外 ×	食事提供施設には、営業時間を午前５時から午後８時までの間の営業を要請し、酒類の提供は午後７時までとすることを要請
			休業を要請された（③の場合） ・大学・学習塾等（１００㎡以下） ・商業施設（１００㎡以下）	R２.４.２１～R２.５.６休業した	休業要請外支援金対象外 ×	１００㎡以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼
				R２.４.２１～R２.５.６休業しなかった	**休業要請外支援金対象 ○**	
			休業を要請されなかった		**休業要請外支援金対象 ○**	
		府内に事業所がない			休業要請外支援金対象外 ×	
	その他の法人（NPO等）	府内に事業所がある	**休業を要請された（①②の場合）**	R２.４.２１～R２.５.６休業した	**休業要請外支援金対象 ○**	食事提供施設には、営業時間を午前５時から午後８時までの間の営業を要請し、酒類の提供は午後７時までとすることを要請
				R２.４.２１～R２.５.６休業しなかった	休業要請外支援金対象外 ×	
			休業を要請された（③の場合） ・大学・学習塾等（１００㎡以下） ・商業施設（１００㎡以下）		**休業要請外支援金対象 ○**	１００㎡以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼
			休業を要請されなかった		**休業要請外支援金対象 ○**	
		府内に事業所がない			休業要請外支援金対象外 ×	